答申第 843 号
諮問第 1518 号
件名：各学校が作成した学校防災マニュアルの不開示（不存在）決定に関する件

答　　　申

1　審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「各学校が作成した学校防災マニュアル」（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2　審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 6 月 23 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

3　実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書には、平成 24 年 3 月に文部科学省が作成した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」の抜粋が添付されていた。その 1 ページには、「学校保健安全法第 29 条に基づき、各学校では学校防災マニュアルが整備されている」とあり、また、「学校保健安全法第 29 条に規定されている「危険等発生時対処要領」は、「危機管理マニュアル」と同義であり、危険の対象によって「防犯マニュアル」、「不審者対応マニュアル」、「防災マニュアル」、「災害発生時対応マニュアル」等と呼ばれていますが、本書では、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）」として、地震・津波災害を想定した事前の危機管理、発生時の危機管理、事後の危機管理の内容を示すこととします。」との記載があった。

また、本件開示請求を受け、愛知県防災局防災危機管理課（以下「防災

危機管理課」という。）の職員が開示請求者に確認したところ、愛知県教育委員会の所管に属する県立学校（以下「県立学校」という。）が作成した学校防災マニュアルで防災危機管理課が取得しているものを求める趣旨であった。

よって、本件請求対象文書は、防災危機管理課が管理する文書のうち、各県立学校が作成した学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 29 条第 1 項に規定する危険等発生時対処要領で地震・津波災害を想定した事前・発生時・事後の危機管理の内容を定めたもの（以下「学校防災マニュアル」という。）と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

防災危機管理課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）第 6 条の 2 第 2 項において、「防災局全般に関連する政策の調整並びに防災局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。」、「防災局の行政運営の管理に関すること。」、「防災局に属する職員の人事に関すること。」、「防災局に属する予算経理に関すること（他の課の事務分掌事項を除く。）。」、「防災局所管事項の広報及び広聴に関すること。」、「防災対策の総合的な企画調整及び推進に関すること。」、「国土強靱(じん)化に関する施策の総合的な企画調整及び推進に関すること。」、「危機管理の総合的な調整に関すること。」、「武力攻撃事態等（緊急対処事態を含む。以下同じ。）における国民の保護等のための措置に関する総合的な企画調整及び推進に関すること。」、「市町村の実施する武力攻撃事態等における国民の保護等のための措置に関する助言、連絡調整等に関すること。」、「武力攻撃事態等における自衛隊への派遣要請に関すること。」、「防災思想の普及啓発に関すること。」及び「防災局の他の課の主管に属しないこと。」とされている。

そして、学校保健安全法や防災危機管理課が所管する法令等には、前記の事務を所掌する防災危機管理課に対し、各県立学校が作成した学校防災マニュアルを送付すべきことを定める規定はない。

なお、防災危機管理課では、愛知県地域防災計画、第 3 次あいち地震対策アクションプラン、愛知県地域強靱化計画等（以下「防災計画等」という。）を作成しているが、いずれの作成手順においても、関係機関に作成案又は修正案の提出を依頼し、その回答を取りまとめて作成している。

仮に、防災計画等のうち、各県立学校の学校防災マニュアルの記載内容に関わる部分を作成又は修正する場合は、愛知県教育委員会事務局が関係法令、計画、要綱、マニュアル等を踏まえて作成案又は修正案とその理由を防災危機管理課に回答すれば足り、原資料である関係法令、計画、要綱、マニュアル等の提出は必要なく、防災危機管理課が各県立学校の学校防災マニュアルの提出を求めることもない。

したがって、防災危機管理課は、各県立学校が作成した学校防災マニュアルを取得しておらず、また、取得しなければ事務に支障が生じるということもない。

念のため、防災危機管理課において、本件請求対象文書を探索したが、存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不開示（不存在）決定をしたものである。

4　審査会の判断

(1)　判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2)　本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、防災危機管理課が管理する文書のうち、各県立学校が作成した学校防災マニュアルであると解される。

(3)　本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、学校保健安全法、防災危機管理課が所管する法令等には、防災危機管理課に対し、各県立学校が作成した学校防災マニュアルを送付すべきことを定める規定はないとのことである。

また、防災危機管理課において防災計画等を作成しているが、いずれの作成手順においても、関係機関に作成案又は修正案の提出を依頼し、その回答を取りまとめて作成しており、仮に、防災計画等のうち、各県立学校の学校防災マニュアルの記載内容に関わる部分を作成又は修正する場合は、愛知県教育委員会事務局が関係法令、計画、要綱、マニュアル等を踏まえて作成案又は修正案とその理由を防災危機管理課に回答すれば足り、原資料である学校防災マニュアルの提出は必要なく、防災危機管理課が各県立学校の学校防災マニュアルの提出を求めることもないとのことである。

各県立学校が防災危機管理課に学校防災マニュアルを提出する必要がなく、防災危機管理課から各県立学校に提出を求めることもないことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点

があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（審査会の処理経過）

年　月　日	内　　　　　　　　容
２９．３．２２	諮問
同　　　日	実施機関から弁明書の写しを受理
２９．９．８ (第530回審査会)	審議
２９．１０．６	答申